



目 次

告 示	ペー ジ
○自動車税環境性能割に係る証紙代金収納計器取扱人の指定 (税 務 課)	1
○自動車税種別割及び自動車税環境性能割に係る証紙代金収納計器取扱人の指定 ( " )	1
○救急病院の認定 (医 療 政 策 課)	1
○漁港漁場整備法に基づき保管した所有者不明の工作物等の返還 (漁 港 漁 場 課)	1
○道路の区域変更 (2 件) (道 路 課)	1
○道路の供用開始 (2 件) ( " )	2
○建築基準法による特定工程及び特定工程後の工程の指定並びに告示の廃止 (建 築 指 導 課)	2
高知県公安委員会規則	
◎高知県警察組織規則の一部を改正する規則	3
正 誤	
○正誤 (令 2 ・ 3 ・ 27 付 け 目 次 ほ か)	4

-----  
告 示  
-----

高知県告示第167号

高知県税規則 (昭和33年高知県規則第11号) 第72条の10において読み替えて準用する同規則第73条の3 第3 項の規定により、自動車税環境性能割に係る証紙代金収納計器取扱人として次のとおり指定する。

令和 3 年 3 月 12 日

高知県知事 濱田 省司

- 証紙代金収納計器取扱人の事務所の所在地及び名称  
高知市長浜3106番 3  
一般社団法人全国軽自動車協会連合会高知事務所
- 証紙代金収納計器取扱所の所在地及び名称  
高知市長浜3106番 3  
一般社団法人全国軽自動車協会連合会高知事務所
- 指定期間  
令和 3 年 4 月 1 日から令和 4 年 3 月 31 日まで

高知県告示第168号

高知県税規則 (昭和33年高知県規則第11号) 第73条の3 第3 項

(同規則第72条の10において読み替えて準用する場合を含む。)の規定により、自動車税種別割及び自動車税環境性能割に係る証紙代金収納計器取扱人として次のとおり指定する。

令和 3 年 3 月 12 日

高知県知事 濱田 省司

- 証紙代金収納計器取扱人の事務所の所在地及び名称  
高知市大津乙1879番地 5  
一般社団法人日本自動車販売協会連合会高知県支部
- 証紙代金収納計器取扱所の所在地及び名称  
高知市大津乙1879番地 5  
一般社団法人日本自動車販売協会連合会高知県支部
- 指定期間  
令和 3 年 4 月 1 日から令和 4 年 3 月 31 日まで

高知県告示第169号

救急病院等を定める省令 (昭和39年厚生省令第 8 号) 第 1 条第 1 項の規定により、救急病院として次のとおり認定した。

令和 3 年 3 月 12 日

高知県知事 濱田 省司

医療機関の名称	所 在 地	認 定 年 月 日	認 定 の 有 効 期 限
本山町立国民健 康保険嶺北中央 病院	長 岡 郡 本 山 町 本 山	令 3 ・ 3 ・ 20	令 6 ・ 3 ・ 19

高知県告示第170号

漁港漁場整備法 (昭和25年法律第137号) 第39条の2 第 4 項の規定に基づき工作物又は船舶、自動車その他の物件 (以下「工作物等」という。)を除却し、又は除却させ、同条第 5 項の規定により当該工作物等を保管したので、同条第 6 項の規定により次のとおり告示する。

なお、当該工作物等の所有者、占有者その他当該工作物等について権原を有する者 (以下「所有者等」という。)は、令和 3 年 8 月 4 日までに当該工作物等の返還を受けることができる。

令和 3 年 3 月 12 日

宇佐漁港漁港管理者

高知県知事 濱田 省司

- 保管した工作物等の名称又は種類、形状及び数量
  - ア F R P 船 1 隻 (船名及び船舶番号不明、船長5.10メートル、船幅1.60メートル)
  - イ F R P 船 1 隻 (船名及び船舶番号不明、船長5.60メートル、船幅1.60メートル)
  - エ F R P 船 1 隻 (船名及び船舶番号不明、船長5.70メートル、船幅1.60メートル)
  - オ F R P 船 1 隻 (船名不明、船舶番号282-18708、船長5.50メートル、船幅1.60メートル)
  - カ F R P 船 1 隻 (船名及び船舶番号不明、船長5.10メー

ル、船幅1.60メートル)  
2 保管した工作物等の放置されていた場所及び当該工作物等を除却した日時

- 土佐市宇佐町宇佐字新崎浜 宇佐漁港東船溜  
令和 3 年 2 月 3 日 午前 10 時
  - 土佐市宇佐町宇佐字西浜東ノ丁 宇佐漁港新町泊地 (2)  
令和 3 年 2 月 3 日 午前 10 時
  - 土佐市宇佐町宇佐字鳥ヶ巢 宇佐漁港福島泊地  
令和 3 年 2 月 3 日 午前 10 時
  - 土佐市宇佐町井尻字日ノ谷口 宇佐漁港井の尻-3.0メートル泊地  
令和 3 年 2 月 3 日 午前 10 時
- 3 工作物等の保管を始めた日時及び保管の場所
- 令和 3 年 2 月 3 日 午前 11 時  
土佐市宇佐町宇佐字新崎浜 宇佐漁港東船溜
  - 令和 3 年 2 月 3 日 午前 11 時  
土佐市宇佐町宇佐字西浜東ノ丁 宇佐漁港新町泊地 (2)
  - 令和 3 年 2 月 3 日 午前 11 時  
土佐市宇佐町宇佐字鳥ヶ巢 宇佐漁港福島泊地
  - 令和 3 年 2 月 3 日 午前 11 時  
土佐市宇佐町井尻字日ノ谷口 宇佐漁港井の尻-3.0メートル泊地

4 所有者等の行うべき措置  
所有者等は、期限までに高知県中央西土木事務所の指示に従い、当該工作物等の返還を受けること。

5 漁港管理者の措置  
宇佐漁港漁港管理者は、所有者等が 4 の措置を行わないときは、漁港漁場整備法第39条の2 第 7 項の規定に基づく売却又は同条第 8 項の規定に基づく廃棄を行うものとする。

なお、期限までに所有者等が判明した場合は、同法第39条の2 第10項の規定により、当該所有者等に当該工作物等の除却、保管、売却、公示その他の措置に要した費用を請求するものとする。

6 問い合わせ先  
吾川郡いの町1381番地 高知県中央西土木事務所維持管理課 (電話番号088-893-2114)

高知県告示第171号

道路法 (昭和27年法律第180号) 第18条第 1 項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、令和 3 年 3 月 12 日から 2 週間高知県土木部道路課及び高知県安芸土木事務所において一般の縦覧に供する。  
令和 3 年 3 月 12 日

高知県知事 濱田 省司

- 道路の種類 県道
- 路 線 名 大久保伊尾木

3 道路の区域

区 間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
安芸市入河内字下西ノ内325番1から 安芸市入河内字芝浦270番1まで	前	6.1 }	78
		10.5	
安芸市入河内字下西ノ内338番1から 安芸市入河内字芝浦270番1まで	後	6.6 }	78
		12.6	

高知県告示第172号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、令和3年3月12日から2週間高知県土木部道路課及び高知県中央東土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和3年3月12日

高知県知事 濱田 省司

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 磯谷本山
- 3 道路の区域

区 間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
長岡郡大豊町川口字ヲヲゴミ56番2	前	3.3 }	15
		3.6	
長岡郡大豊町川口字ヒガシウラ19番1から 長岡郡大豊町川口字ヒガシウラ28番1まで	後	11.1 }	15
		12.0	
長岡郡大豊町川口字ヒガシウラ19番1から 長岡郡大豊町川口字ヒガシウラ28番1まで	前	4.4 }	100
		12.7	
長岡郡大豊町川口字ヒガシウラ28番1まで	後	10.9 }	100
		21.0	

高知県告示第173号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

その関係図面は、令和3年3月12日から2週間高知県土木部道路課及び高知県安芸土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和3年3月12日

高知県知事 濱田 省司

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 大久保伊尾木
- 3 道路の区域

供用開始区間	延 長 (メートル)	供用開始年月日
安芸市奈比賀字小鯛ヶ淵1753番9	52	令和3年3月12日
安芸市入河内字下西ノ内338番1から 安芸市入河内字芝浦270番1まで	72	令和3年3月12日

高知県告示第174号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

その関係図面は、令和3年3月12日から2週間高知県土木部道路課及び高知県中央東土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和3年3月12日

高知県知事 濱田 省司

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 磯谷本山
- 3 道路の区域

供用開始区間	延 長 (メートル)	供用開始年月日
長岡郡大豊町川口字ヲヲゴミ56番2	15	令和3年3月12日
長岡郡大豊町川口字ヒガシウラ19番1から 長岡郡大豊町川口字ヒガシウラ28番1まで	100	令和3年3月12日

高知県告示第175号

建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）第7条の3第1項第2号及び第6項の規定により特定工程及び特定工程後の工程を指定するので、建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）第4条の11の規定により次のとおり告示し、平成28年3月高知県告示第128号（建築基準法による特定工程及び特定工程後の工程の指定並びに告示の廃止）は、令和3年3月31日限り廃止する。

令和3年3月12日

高知県知事 濱田 省司

- 1 中間検査を行う区域  
高知市を除く県内全域
- 2 中間検査を行う建築物の構造  
全て（独立行政法人住宅金融支援機構住宅技術基準規程（平成19年4月住機規程第67号）第3条の規定に基づき独立行政法人住宅金融支援機構理事長の承認を得たもの及び法に基づく認定型式又は認証型式部材等に該当するものによるものを除く。）
- 3 中間検査を行う建築物の用途  
一戸建ての住宅、長屋、共同住宅その他これらに類するもの（分譲を目的とするものに限り、法第7条の3第1項第1号に規定する工程を含むものを除く。）
- 4 中間検査を行う建築物の規模  
全て
- 5 指定する特定工程  
（1）から（3）までに掲げる構造の区分に応じ、それぞれ定める工程とする。ただし、（2）又は（3）において2の工程に該当する場合は、いずれか早期に終える工事の工程とする。  
（1） 木造その他これに類する構造  
屋根工の工程  
（2） 鉄骨造その他これに類する構造  
2階床の鉄骨建て方工事又は屋根版の取付け工の工程  
（3） 鉄骨鉄筋コンクリート造、鉄筋コンクリート造、補強コンクリートブロック造その他これらに類する構造  
2階床の配筋工事又は屋根の配筋工事の工程
- 6 指定する特定工程後の工程  
中間検査を行うことができなくなる工程全て
- 7 適用除外  
次に掲げる建築物については、この告示の規定は、適用しない。  
（1） 国、都道府県又は建築主事を置く市町村の建築物  
（2） 法第85条の規定の適用を受ける建築物  
（3） 特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律（平成19年法律第66号）第17条第1項の規定に基づく指定を受けた住宅瑕疵担保責任保険法人が同法第19条第1号に規定する住宅瑕疵担保責任保険契約又は同条第2号に規定

する保険契約の引受けを行った建築物

8 施行期日等

この告示の規定は、令和3年4月1日から施行し、同日以後に法第6条第1項又は第6条の2第1項の規定による確認済証の交付を受ける建築物及び同日前に法第6条第1項又は第6条の2第1項の規定による確認済証の交付を受けた建築物のうち同日において中間検査を行っていないものについて適用する。

-----  
**公安委員会規則**  
-----

高知県警察組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年3月12日

高知県公安委員会委員長 小田切 泰禎

**高知県公安委員会規則第3号**

**高知県警察組織規則の一部を改正する規則**

高知県警察組織規則（平成6年高知県公安委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項第6号中「及び広聴」を削り、同項中第7号を削り、第8号を第7号とし、第9号から第11号までを1号ずつ繰り上げる。

第7条第1項に次の2号を加える。

(12) 広聴に関すること。

(13) 音楽隊に関すること。

第44条第2項中「及び音楽隊に関する事務」を削る。

**附 則**

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

-----  
正 誤  
-----

公報日付	公報番号	種類	ページ	欄 (行)	正	誤
令2・3・27	号外15	目次	1	左 (16~19)	◎ <u>高知県都市の低炭素化の促進に関する法律施行細則及び高知県建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行細則の一部を改正する規則</u>	◎高知県都市の低炭素化の促進に関する法律施行細則及び高知県建築物のエネルギー消費性能の向上に関する <u>法律施行細則の一部を改正する規則の一部を改正する規則</u>
令2・11・20	10290	○公告	1	中 (24)	(1) 土佐市宇佐町宇佐新崎浜 <u>宇佐漁港東船溜</u>	(1) 土佐市宇佐町宇佐新崎浜 <u>宇佐漁港東船溜(たまり)</u>